

## 第 11 章 保健

## 第11章 保健

### 概 要

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び保健環境研究所は検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から関係機関に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び保健環境研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。

このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

## 準備期

### 国の取組

- 人材育成や連携体制の構築等により、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備する。
- 平時からの情報共有により、有事の際の基盤作りを行う。

## 市の取組

### 人材の確保

- 流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間ににおいて週単位で変化すると想定される保健所の業務量に対応するため、関係部署等からの応援職員、IHEAT要員等の保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保<sup>23</sup>できるよう準備を行う。

### 検査体制の人員確保と多職種配置

- 有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、保健環境研究所の人員を計画的に確保する。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。

### 健康危機対応時の勤務体制と労務管理

- 健康危機対応においては、保健所等が24時間365日の対応を求められることがあり、休暇の確保や交替勤務等の体制構築が重要であり、関係部署と連携し、職員のきめ細かな労務管理を行う。

<sup>23</sup> 北九州市予防計画において、新興感染症対策の保健所の体制整備に係る数値目標として、以下を掲げている。

区分	項目	数値目標	
		流行初期	流行初期以降
保健所の体制整備	流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	242名/日	斜線
	即応可能なIHEAT要員の確保数		20名/日

また、北九州市保健所健康危機対処計画では、人員体制について、「応援職員の対象となるリスト(動員リスト)を作成し、定期的に点検・更新する。」と記載。

## 外部人材の活用

### 看護師派遣協定の締結と平時からの人材確保

- 感染症危機時の保健所体制強化のため、看護師派遣会社と協定を締結する。新型コロナの経験を踏まえ、平時から看護師等の育成・確保を図り、有事の疫学調査・健康観察業務に備える。

### 看護師派遣協定の締結と平時からの人材確保

- IHEAT要員に関する募集や広報を、特に地域における外部の専門職や行政機関（保健所等）での勤務経験者等に対し行う。

## 業務継続計画を含む体制の整備

### 保健所等における業務継続計画の策定

- 保健所及び保健環境研究所は、優先的に取り組むべき業務の継続のために、必要な体制をあらかじめ想定した上で、業務継続計画を策定する。

### 外部委託等による業務効率化の推進

- 業務継続計画の策定に当たっては、有事における市、保健所及び保健環境研究所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

## 研修・訓練等の実施

### 保健所等における定期的な研修・実践型訓練の実施

- 保健所の感染症有事体制を構成する人員（保健所職員、関係部署等からの応援職員、IHEAT要員等）が年1回受講できるよう、保健所等において研修・訓練を実施する。また、保健環境研究所においても、円滑に有事体制に移行し、検査を実施できるよう、定期的に実践型訓練を実施する。

### 国等が実施する専門研修への職員派遣

- 国立保健医療科学院やJIHS等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)等に、保健所及び保健環境研究所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修等を開催することにより保健所の職員等に対する研修の充実を図る。

### 高齢者施設等への感染対策研修

- 施設職員を対象とした感染対策研修会を定期的に開催し、施設職員の対応能力向上を図る。また、市内医療機関等に従事する感染症専門家等の協力を得て、感染対策に関する助言や技術的支援を行う。

### 関係機関との連携

#### 福岡県感染症対策連携協議会への参画

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、福岡県感染症対策連携協議会等に参画し、平時から保健所や保健環境研究所のみならず、近隣市町村、消防機関等の関係機関医療関係団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。
- 福岡県感染症対策連携協議会等において、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、患者等の移送等について協議された場合、その結果を踏まえ、市予防計画の策定・変更を検討する。

#### 民間宿泊事業者等との連携

- 陽性者が宿泊療養施設等で療養できるようにするため、県が協定締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築する。

### DXの推進

- 感染症サーベイランスシステムによる感染者数の把握、健康観察(本人からの報告及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電を含む。)やG-MISによる医療機関の病床の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数の把握等について、平時から研修・訓練等により活用方法を習得しておく。
- 有事の際には、患者に関する多様なデータを効率的に管理する必要があることから、ロード開発プラットフォーム等のICTシステムを導入し、データの集約・分析・共有を効率化する。これにより保健所職員の業務負担を軽減し、迅速な状況把握と適切な対応判断を実現する。

## 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 平時からの情報提供と相談体制の整備

- 感染症に関する基本情報、基本的な感染対策、発生状況等について、平時から市民に対し情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供方法やコールセンター等の相談体制の整備方法をあらかじめ検討し、有事に速やかに感染症情報の市民への提供・共有体制を構築できるよう準備する。

### 偏見・差別の防止と人権配慮の啓発

- 感染症は誰でもり患する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

### 要配慮者への情報提供における配慮

- 高齢者や子ども、日本語が十分に理解できない外国人、視覚・聴覚などに障害のある方など、情報共有に配慮が必要な方々に対しても、有事の際に適時・適切な情報提供ができるよう、平時から感染症に関する情報をわかりやすく伝えるように心がける。

### 保健所を中心とした情報収集・発信体制

- 保健所は、保健環境研究所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

## 初動期

### 国の取組

- ・ 有事体制へ迅速に移行するために準備を行う。
- ・ 不安を感じ始める市民に対して、国内発生を想定した情報提供・共有を開始する。

### 市の取組

#### 有事体制への移行準備

##### 予防計画に基づく感染症有事体制への移行準備

- 予防計画に基づく保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において、週単位で変化すると想定される業務量に対応する人員確保)及び保健環境研究所の有事の検査体制への移行準備を行う。

##### 対応期に備えた準備

- 必要に応じて、対応期に備えた、以下の(ア)から(オ)までの対応に係る準備を行う。
  - (ア) 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応(入院勧告・措置、積極的疫学調査等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)
  - (イ) 積極的疫学調査等による集団感染(クラスター)の発生状況の把握
  - (ウ) IHEAT要員に対する要請等の外部人材の活用
- (エ) 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化の準備
- (オ) 保健環境研究所等の検査体制の迅速な整備

##### 応援職員・IHEAT要員等の人員確保準備

- 保健所、保健環境研究所以外の関係部署からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。

##### 入院調整体制の構築と G-MIS への情報入力要請

- 保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において、福岡県感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

あわせて、県と連携して、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひつ迫状況等を確実に入力するよう促す。

#### 有事体制移行に向けた受援準備・資機材調達・情報収集

- 感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努める。

#### 国・JIHSの調査研究・治療薬開発への協力

- 国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について協力する。

#### 入国者の健康監視準備

- 発生国等又はその一部地域からの入国者に対する健康監視を実施する可能性があることも踏まえて、感染症有事体制への移行準備を行う。

### 市民への情報提供・共有の開始

#### 相談センターの整備

- 相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて、適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

#### コールセンター等による双方向的な情報提供・共有体制

- 国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q & Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築、双方向的のコミュニケーションを行う。

### 新型インフルエンザ等発生の公表前に疑似症患者が確認された場合の対応

#### 疑似症患者への調査・入院調整

- 疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者の発生を把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。